

平成28年度第1回江別市行政不服審査会
会 議 録

日 時：平成28年6月6日（月）

15：00～15：30

会 場：江別市役所公室

出席者：佐藤 允会長・長内 香委員・小林 資郎委員
佐々木副市長・齊藤総務部長・土屋総務部次長・宮沼総務課長・阿部総務係長
毛利主任・粟生主事・川上主事
（傍聴者なし）

（ 副市長から委員に委嘱状を交付 ）

開 会：15時00分

総務課長： ただいまから平成28年度第1回江別市行政不服審査会を開会します。

江別市行政不服審査条例第6条第2項の規定により、会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないとされておりますが、本日は委員全員がご出席されておりますので、本会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

開会にあたり、副市長から挨拶いたします。

（ 副 市 長 挨 拶 ）

総務課長： 本日は、審査会を設置して初めての会議でありますことから、ここで委員の皆様から簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。

（ 各 委 員 挨 拶 ）

総務課長： 引き続き、本日の出席者を紹介いたします。

（ 出 席 者 紹 介 ）

総務課長： 続きまして議事に入ります。条例第6条第1項の規定により、会議の議長は会長が行うこととされておりますが、会長が選任されるまでの間、私が議事進行を務めさせていただきます。

総務課長： それでは、4議事（1）会長の互選についてを議題といたします。

条例第5条第1項の規定により、会長は、委員の互選により定めるとされておりますことから委員の皆様から指名による推選をいただきたいと思います。

す。

指名推選はありませんか。

小林委員： 佐藤委員を推選します。

総務課長： ただいま、小林委員から会長に佐藤委員というご意見がありましたが、これにご異議ありませんか。(なし)

総務課長： 異議なしでありますので、会長に佐藤委員が選出されました。

佐藤会長は、正面の席に移動していただき、就任のご挨拶をお願いいたします。

(佐 藤 会 長 挨 拶)

総務課長： ありがとうございます。

副市長ほかは、公務のためここで退席させていただきます。

(副市長・総務部長・総務部次長退席)

総務課長： 会長が選出されましたので、この後の議事進行につきましては、佐藤会長をお願いいたします。

佐藤会長： それではここで、条例第5条第3項の規定により、会長に事故あるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理するとされておりますことから、私から、会長の職務を代理する委員を指名させていただきます。

長内委員を指名します。

それでは、(2)改正行政不服審査法の概要と本行政不服審査会の位置付け等についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

総務課長： (2)改正行政不服審査法の概要と本行政不服審査会の位置付け等について、ご説明いたします。

お手元の資料2-1の1ページをご覧ください。

まず、1改正行政不服審査法の概要であります。行政処分に関し、国民が行政庁に不服を申し立てる「行政不服審査制度」が、公正性の向上や使いやすさの向上、国民の救済手段の充実・拡大の観点から、50年ぶりに見直され、改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されました。

その主な改正内容につきまして、ご説明いたします。

一点目は、審理員による審理手続の導入であります。審査庁の職員のうち、処分に関与していない者を審理員として指名し、この審理員が審査請求人と処分庁などの主張を聞きながら、証拠書類等の提出を求めて審理を行い、裁決の基となる審理員意見書を作成することとなりました。

二点目は、第三者機関への諮問手続の導入であります。この機関は、審理員による審理手続の適正性や審査庁の裁決案の妥当性を第三者の目でチェ

ックするためのものであります。

三点目は、不服申立ての手續を審査請求に一元化するもので、これまでの上級庁がない場合の処分庁に対する「異議申立て」が廃止されました。

四点目は、審査請求することができる期間が、60日から3か月に延長されております。

2ページをご覧ください。

次に、2、本行政不服審査会の位置付け等について、ご説明いたします。

(1) 行政不服審査会(第三者機関)は、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき設置するものであります。

この目的は、先ほども申し上げましたが、裁決の客観性と公正性を高めるため、審査庁の職員である審理員が行った審理手續の適正性や法令解釈を含めた審査庁の裁決案の妥当性を第三者の立場からチェックするものであります。この審査の後、審査庁へ答申をすることとなります。

委員の皆様には、あらかじめ総務省の「行政不服審査法 逐条解説」を配付しておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

資料2ページの中段に記載の各条に、行政不服審査会の所掌事務が規定されております。

行政不服審査法第74条には審査会の調査権限、法第75条には審査請求人等の意見の陳述、法第76条には審査請求人等の主張書面等の提出、法第77条には委員による調査手續、法第78条には提出資料の審査請求人等の閲覧等、法第79条では答申書の送付等がそれぞれ定められています。

3ページをご覧ください。

次に、(2) 江別市行政不服審査条例の制定であります。改正行政不服審査法において、自治体の条例に委ねられた部分について定めるため、平成28年第1回市議会定例会で議会の議決を得て、制定したものであります。

この条例の概要であります。①趣旨は、行政不服審査法の規定に基づき設置する機関の組織や運営のほか、法の施行に関して必要な事項を定めるものであります。

次に、②行政不服審査会の設置及び組織等であります。不服申立てに対する審査庁の裁決の妥当性等を審査する第三者機関として江別市行政不服審査会を設置し、委員や会議の運営などについて、定めるものであります。

次に、③手数料であります。審査手續において提出された書類の写しの交付に係る手数料を定めるものであります。

次に、④委任であります。条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることを規定するものであります。

次に、⑤罰則であります。本審査会の委員の守秘義務違反に対する罰則を規定するものであります。

次に、⑥施行期日であります。平成28年4月1日としたものであります。

なお、別紙で資料2-1の条例本文を配付しておりますので、後ほどご参照いただきたいと思います。

4ページをご覧ください。

4ページ及び5ページは、いずれも総務省が作成したマニュアルから抜粋したフロー図であります。

改正法による審査請求に係る大まかな事務手続きの流れについて、この図を使ってご説明いたします。

①の矢印：処分庁等が行った原処分に対して、審査請求人等が審査庁に審査請求することによって、事務手続きが始まります。

破線の四角枠は、必要に応じて行われる手続きであります。

②の矢印：審理員の欄にある一連の審理手続きの後、審理員意見書が一番左の欄にあります。審査庁に送付され、審査庁は裁決案を作成し、中段下にある、行政不服審査会への諮問が行われることとなります。

5ページをご覧ください。

このフロー図は、当審査会における調査審議手続きの大まかな流れであります。審査庁からの諮問は、審理員意見書、事件記録の写しを添付して提出されます。

当審査会といたしましては、論点等の整理を行い、必要に応じて審査庁や審査請求人・参加人から主張書面・資料等を求め、また審査請求人等から意見陳述の申立てを受けた場合は、審査会において可否を判断することとなります。

そうした手続きを経た後、委員の合議により答申書を取りまとめることとなります。

この答申書は正本を審査庁に提出するほか、審査請求人等にも副本を送付し、さらに一般にもホームページ等で公表することとされております。

なお、当審査会から答申を受けた審査庁におきましては、答申を尊重して裁決書を作成し、審査請求人等及び処分庁への送達・送付をもって、一連の手續について完結するものであります。

想定する審査期間は、案件の内容により大きく変わってきますが、一般的には、全体の手續期間を3か月から6か月程度と見込んでおります。

説明は以上でございます。

佐藤会長： 質疑等ございませんか。

佐藤会長： 審理員は1人だけ定めるといいますか。

総務課長： 案件ごとに1人定めます。

佐藤会長： 補助的な職員はいるのでしょうか。

総務課長： 審査請求の受付窓口は総務課法制係となりますので、実質的に総務課法制係職員が補助的な職員の役割を担う形を想定しております。

佐藤会長： 実際に審査請求があった場合の当審査会のスケジュールとしては、具体的にどれくらいの期間を要するのでしょうか。

総務課長： 当審査会で行うことは、審査庁からの諮問を受け付けた後、論点等の整理、答申内容の検討、答申書作成、審査庁への答申です。必要がある場合は審査庁等への意見陳述、調査手続の実施等もあります。諮問の受付から答申までには当審査会を2、3回、概ね2週間おきに開催することを想定しております。全体を通して1ヶ月から1ヶ月半ほどの期間を要するものと考えております。

佐藤会長： ほかに質疑等ございませんか。(なし)

以上で、本件を終結いたします。

佐藤会長： 次に、5 その他であります、委員の皆様からありませんか。(なし)

事務局から何かありませんか。(なし)

佐藤会長： それでは、以上をもちまして平成28年度第1回江別市行政不服審査会を閉会いたします。

皆様、お疲れ様でした。

閉 会： 15時30分